

# 公益社団法人 大阪市工業会連合会 定款

(平成23年 4月 1日 制定)

(平成24年 8月23日 改正)

(平成25年 5月22日 改正)

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪市工業会連合会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、大阪市内の中小企業の振興、発展に関する情報発信等の事業を行うことにより、大阪市内の産業振興を図るとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大阪市の産業や地域社会の振興・発展に関する情報を広く提供する広報事業
- (2) 大阪市の中小企業勤労者等に対し研修会・講演会等を行い人材を育成する事業
- (3) 異業種交流や催しの開催等を通じて大阪市のものづくり事業の発展に取り組む事業
- (4) 大阪市の中小企業の労働・雇用に関する問題の解決に寄与する事業
- (5) 大阪市で開催する環境保全・地域発展に関する取り組みに参画する事業
- (6) 大阪市の中小企業勤労者等の福利厚生に関する事業
- (7) 会員間の交流、情報提供、研修に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府大阪市において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) この法人の目的、事業に賛同して入会した大阪市内のものづくり及び産業の

振興、発展に寄与する団体

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 この法人の行う事業について、必要あるときは臨時会費その他を徴収することができる。ただし、臨時会費その他を徴収する場合は、総会の決議を経るものとする。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

#### (届出)

第11条 会員は、その名称、代表者の氏名、所在地に変更を生じたときは、法人に届け出なければならない。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他拠出金品は返還しない。

## 第4章 総会

### (構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

### (議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

### (決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を法人に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- 5 理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

#### (決議の省略)

第20条 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第16条第1項の理事会において定めるものとし、第17条から前条までの規定は適用しない。

#### (議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人が、これに署名 押印しなければならない。

### 第5章 役員

#### (役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23名以上27名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とし、特別顧問を置くことができる。

3 前項の会長及び理事会において代表理事に選定された副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、特別顧問及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### （理事の職務及び権限）

- 第24条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理し又はその職務を行い、理事会において代表理事に選定された副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
  - 4 特別顧問及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 5 会長、副会長、特別顧問及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### （役員任期）

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (損害賠償責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

#### (名誉会長、顧問及び相談役)

第 30 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問、相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問、相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること
  - (2) 会長及び副会長の相談に応じること
- 3 名誉会長及び顧問、相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 名誉会長及び顧問、相談役の報酬は、無償とする。

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、特別顧問及び専務理事の選定及び解職

#### (招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

#### (議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

#### (決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることのできる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

#### (議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第 7 章 役員会及び委員会

#### (役員会)

第 37 条 この法人に、理事会の決議の目的である事項についての提案を検討するため役員会を置く。

- 2 前項の役員会は、会長、副会長、特別顧問、専務理事、監事で構成する。

#### (委員会)

第 38 条 この法人に、法人の事業を推進するために、次の委員会を置く。

- (1) 公益事業委員会 70 名以内
- (2) 収益事業委員会 70 名以内
- (3) 共益事業委員会 30 名以内

- 2 前項の各委員会は、総会の決議を経て会長から委嘱された委員をもって構成する。

- 3 第 1 項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) この法人の各事業の企画を行い、事業計画についての参考意見を理事会に提出すること。

- 4 第 1 項の委員会の運営に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める委員会規程による。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。

- 2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

### (経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類に



については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### 第9章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

### 第10章 公告の方法

#### (公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 事務局その他

### (事務局)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長は、会長の指示を受けて事務局を統轄する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が理事会の決議により別に定める。

### (委任)

第 52 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は武智虎義、副会長は坂本克己、特別顧問は藤井宏一、松尾忠治、稗田英紀、藤岡秀一、専務理事は東川尚義とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

この定款の一部変更は、平成 24 年 8 月 23 日から施行する。

## 附 則

この定款の一部変更は、平成 25 年 5 月 22 日から施行する。